

「院内トリアージ実施料」の加算について

当院では、以前から 新患を含めすべての発熱等の患者様を受け入れていまして、診察する際は、院内感染予防対策の徹底のため、可能な限り予約制診療とし移動経路や待機場所を分けるなどの「院内トリアージ」を実施しています。

当院は愛知県より「外来対応医療機関」の指定を受けていることから、令和5年3月31日付厚生労働省通達「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に基づき、発熱患者で院内トリアージした患者様には『**院内トリアージ実施料(300点)**』(3割負担で900円)のご負担をお願いいたします。なお、**名古屋市在住の方は高校3年までは負担金は発生しません。**

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

令和5年5月8日

医療法人 若葉台クリニック